## 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

# アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介 (一)

川嶋, 四郎 九州大学大学院法学研究院教授

https://doi.org/10.15017/2281

出版情報:法政研究. 69 (1), pp. 170-176, 2002-07-19. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

## アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(1)

川嶋四郎

〈目次〉

- 1. はじめに
  - 一本稿の目的一
- 2. Wegner 教授のロー・スクール教育論演習(以上、本号)
- 3. Sexton「法学教育の今日と明日」(以下、次々号)

## 1. はじめに

## 一本稿の目的一

アメリカのロー・スクール教育は、あたかも巨大な生物のように、日々進化している。それを担うロー・スクール・システムは、その種の制度を新たに設けようとする国から見れば、爛熟期あるいは完成期を迎えているようにも見えるが、しかし、現実には、成長に貪欲な青い果樹のような若さとエネルギーさえ感じさせる。そこでは、現実との間で絶え間ない対話を行いつつ、果てしなく理想が探求されているのである。

昨年秋、私は、かつて在外研究を行ったアメリカ南部の小さな大学街、チャペル・ヒルを、再び訪問する機会に恵まれた。全米最古の州立大学であるノース・カロライナ大学のロー・スクールには、7年前に滞在したときに知り合った多くの懐かしい教授やスタッフの顔があった。そこでは、カロライナ・ブルーの秋空の下、前回とは異なる緊張感の張りつめた日々を過ごしながら、私は、授業やその準備の合間に、近い将来日本で本格的に開始される「法科大学院教育」のあり方を、考えるこ

とができた。

2001年(平成13年)6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書』を受けて、司法制度改革推進法が制定され、2002年(平成14年)3月19日、『司法制度改革推進計画』が公表された。2004年(平成16年)4月の開設に向けて、法科大学院をめぐる議論は、今日、基本的な制度設計をめぐる議論から、教育の具体的なあり方をめぐる議論に、その基軸を移しつつある。法科大学院教育の具体的な内容に関する様々な論攷が公にされ、また、将来を睨んだ法科大学院模擬授業も、各地で行われている。その授業方法の一モデルと考えられる双方向型の授業が実演され、法科大学院における教育の具体的なあり方が、徐々に多くの教員の脳裡の中で具体的なイメージの像を結びつつある。

今日、この国の法学部教育・大学院教育に携わる多くの教員が、その授業の現場で、より良き法曹の育成をも視野に入れて、法科大学院教育をその射程に捕えた新たな教育の工夫を、試みつつあるのではないかと推察される。

私は、かねてから、法科大学院における高水準の教育内容を維持しつつ、かつ、それをさらに高めるために、各自の専門領域を横断するかたちで、法科大学院教育のあり方を考える「学会」のようなものを創設する必要性を述べてきた。一般に、教育については、各大学や各教員個人に、様々な事情や個々の思いはあることと思われる。しかし、法科大学院の設立目的が、プロセス重視の法学教育の下、この国における質量ともに豊かな法曹を育成することに向けられている以上、例えば、属人的な、従前の自己流職人気質の(時に確信犯的な思い込みの強い)授業のあり方を見直し、教育を行う者が相互研鑽を通じて、より水準の高い授業を提供できるように、相互交流の場を設ける必要性を強く感じたからである。それは、勿論、旧来の学会とは完全に異なり、純粋に個々の教員の教育技法の向上と法科大学院教育の質の向上を目指した開かれた学会を意味していることを、この国の学問風土の中では、特に付言しておかなければならないが。

さて、昨年秋、私は、アメリカで衝撃的な事実に出くわした。

2001年9月11日の計り知れない悲劇を生んだ自爆テロも、そうであるが、殊に、ロー・スクール教育については、前回の在外研究でお世話になったときはノース・カロライナ大学ロー・スクールのDeanであったJudith Wegner教授が、2001年秋学

期に、Seminar on Legal Educationを開講されていたという事実である。

教授のロー・スクールにおける教育歴は長く、また、Deanも長く務められた。さらに、全米ロースクール協会の会長も歴任された。その人が、ロー・スクールの学生たちと共にロー・スクール教育のあり方についての演習を開講されていたのである。進化する有機体としてのロー・スクールのイメージが膨らんだ。学生との対話を通じて、理想のロー・スクール教育のあり方が探求されていたのである。ロー・スクールに学ぶ法曹の卵である学生が、教授に議論を挑む。教授は、ロー・スクール教育の歴史、教育や学習のあり方をめぐる議論、そして、プロフェッショナルとしての法曹のあり方を踏まえて、その議論に応じる。「ロー・スクール教育論」をめぐる双方向的な授業が、そこでは行われていたのである。

その光景は、権威主義的な教員が今でも少なからず残りかつそれらの者たちが権勢を誇る日本の大学の現実に直面して、それに対する改革の思いもまた膨らませる契機となった(日本の大学には、権威主義的民主主義学者あるいは民主主義的権威主義者が少なからず存在するとも言われている)。私は、前回にもロー・スクール教育の一端を伺う機会に恵まれたが、今回も、再度教えを請うた。教授に、ジョークを交えて、「日本の法科大学院教育の"Founding Mother"になっていただきたい。」と告げ、ご多忙な中、時間を割いていただくことができた。しかも、授業にも、参加させていただいた。短期間のしかもアド・ホックなかたちではあったが、遥か日本の大学からきた好奇心旺盛な一教員を、学生に紹介してくださった。そして、貴重なお土産までもらった。それが、ファイルされた厚さ15センチ以上の分厚い資料集である。

教授が、学生とともに学び続ける姿勢に、私は強く心打たれた。いわばロー・スクール教育の達人が、学生との議論を重ねながら、よりよいロー・スクール教育の構築のために、継続的な自省と改善を試みていたからである。教育研究者としての真摯さ、謙虚さ、そして弛みない情熱の顕れだと感じた。教育の質の向上に対する果てしなき探求の思いを垣間見、それゆえに、この国における教育の意義と価値に関する考え方との径庭の大きさを、思い知らされた。それが、育成される学生ひいては法曹の質に反映することは、言うまでもないであろう。ただ、私は決して、劣等感を感じたのではない。むしろ、この国でこれから始まる大学における本格的な

法曹養成教育の可能性に、思いを馳せたのである。

残念ながら、時間と紙幅の関係から、そのすべてを紹介することはできない。しかし、以下、資料集に綴じられた文献のいくつかを紹介したい。もちろん、それは、決してWegner教授の演習のすべてを示すものではない。本来ならば、その教材を利用して、いかなる演習が行われているかを紹介することの方が、より重要であろう。しかし、それができない今、「行く春を近江の人と惜しみけり」と芭蕉に詠まれた近江人の一人としては、宝の持ち腐れを惜しんで、想像力を駆使すればその一端を想像することができる資料として、要約的に紹介してゆきたい。

## 2. Wegner教授のロー・スクール教育論演習

まず、教授のシラバスから、この演習の目的および基本計画を示してみよう。

## (1) 演習目的について

この演習は、法学教育の文脈における教育と学習のあり方について、徹底的な反省を迫るために企画されたものである。学生たちが、Wegner教授や他の教授、演習受講者やその他の学生との間でパートナーシップを確立し、積極的な調査研究に関わることを目的とする。本演習を通じて、学生たちは、①ロー・スクールにおける教育と学習の性質をより深く理解し、②よりよい学習者になり、そして、③法教育を理解しその向上を図るための継続的な努力に対して、固有の寄与をなすことができるであろう、と教授は記す。

### (2) コース点描について

そして、次に、本演習が、全体として3部構成をとることを明らかにする。

まず、第1に、コース前半の演習は、次に掲げた3つの主要問題に関する文献の 講読と、それについての議論にかかわる。

- ① アメリカのロー・スクールにおける今日の教育と学習は、如何なるものであり、それは、どのようにして歴史的に形成されてきたか。
- ② どうして、法学教育は、法曹のプロフェッショナルとしてのアイデンティティ、判断および価値を、あまり明らかにしてこなかったのか。
- ③ 法学教育とプロフェッショナルとしての法曹との関係は、如何なるものか。

次に、第2に、この①および②の争点をより深く検討するために、弁護士、裁判官およびその他の専門家を交えて、演習期間中、1日を割き、リトリートを行う。 そこでは、学生たちは、プロフェッショナルとしてのアイデンティティの意味や法学教育と法曹の相互関係を再考する機会をもつ。

さらに、第3に、コース後半の演習は、いくつかのセッションで締め括られることになる。そこでは、学生たちが、セミナー・ペーパーとして準備した主題について議論を行う。

本演習は、学生がじっくり考え、学びへの多様なアプローチを実験し、効果的な 学び手としての学生をエンパワーするために企画された。それゆえ、学生たちは、 学び手としての個人的な経験と見解を述べ、学習と教育に積極的に関わり、グルー プ学習という協働的な手法を用い、そして、他の学生とは異なる独自のセミナー・ ペーパーを仕上げるための機会が与えられることになる。

#### (3) コースの要件

本演習は、双方向的な授業方法で行われるので、学生たちの積極的な参加が要請される。

- ① リフレクティヴ・ペーパー 学生は、毎週、短いリフレクティヴ・ペーパー  $(1 \sim 2\, \Xi)$ を書き、インストラクターに提出することを要求される。これは、 演習前日の午前 9 時前に、できれば電子文書のかたちで、提出されねばならない。
- ② 小論文 コース前半の演習では、学生は、配布された資料の中からテーマを選択し、演習期間中に 2 回、小論文 (1~2頁)をインストラクターに提出しなければならない。これも、演習前日の午前 9 時前に、できれば電子文書のかたちで、提出されねばならない。
- ③ 演習資料 コース前半の演習では、クラスが2つのチームに分割され、多くの場合、異なった内容の資料が配布される。このアプローチは、より多くの文献をもとに、議論を豊饒化させ、学生たちに責任感を植え付けることにより、学生たちをエンパワーすることを意図している。
- ④ 協働的に教えること コース前半の演習では、ペアを組んだ学生のチームが、インストラクターとともに、翌週の演習のためのフォーマットの策定に参

加することが要求される。そのチームは、演習において積極的な役割を演じなければならない(演習のフォーマットは、非常に独創的なものでもよく、その役割は、毎週異なってもよい)。コース後半の演習では、学生が、前もって教授と議論して決めたアプローチと資料を用いて、演習におけるリサーチ・トピックについて、主導的な役割を演じる責任をもつ。

- ⑤ リサーチ・ペーパー 学生は、重要なリサーチ・トピックを確定し、かつ、かなり高度なリサーチ・ペーパー (約40頁)を完成させるために、個々人またはチームで活動を行い、学習を行う。学生は、伝統的にロー・スクールで行われているリサーチ、フィールド・ワーク (弁護士、裁判官、その他専門家にインタヴューを行うこと)、または、その他のリサーチ(例えば、アメリカの法学教育と他の専門家養成教育との比較や、諸外国の法学教育等との比較)を行う。想定し得るリサーチ・トピックのリストは、下記の通りである。インストラクターの許可を得て、リサーチ・トピックを選んだ学生は、独自の学習を継続的に行うことが許される。
- ⑥ リトリート 本演習では、特に、リトリートを行う。そこでは、学生に、教育についてより深く考える機会を提供する。これは、専門家のアイデンティティを明らかにし、インストラクター、優れた弁護士、裁判官および法以外の分野の専門家とともに学ぶ機会である。リトリートに先立ち、特別な資料や質問書が配布される。リトリートは、差し当たり、10月26日金曜日の夜に設定される(同日、夕食をともにとることから始まる。10月27日土曜日の午前9時から午後3時まで、学外の施設でリトリートを行う)。
- ⑦ 一般的な参加 学生は、全クラスに出席することが期待される(ただし、インストラクターが、相当な理由があると認める場合は、この限りではない)。また、インフォーマルなかたちで、ウェブサイトを用いて、クラスメイトのために、アイデアを提供し、コメントを述べ、かつ、リサーチの示唆を与えることを通じて貢献することも期待される。

#### (4) 講読のための資料

教授のシラバスには、数多くの文献が挙げられているが、それらはトピックごと に分類されている。本稿では、とりあえず、各トピックの紹介のみにとどめたい。

- ① 文脈の中での法学教育:過去、現在、そして未来
- ② 教えること
- ③ 学ぶこと
- ④ 多樣性
- ⑤ 専門家としてのアイデンティティ、判断および価値
- ⑥ 法学教育と法曹

(未完)